

御所市コミュニティバス バスロケーションシステム運用業務委託 に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

コミュニティバス「ひまわり号」は御所市北部を運行しており主要道路だけでなくできるだけ交通空白地をカバーするために狭い生活道路も走行している。コミュニティバス運行時に工事や事故による通行止めや迂回、交通渋滞等の影響でバスが遅延することも少なからず発生している。遅延に関して利用者からの問い合わせがあった際には、運行事業者への確認が必要となるが、確認作業による返答の遅れや、休日の遅延時における対応等が困難な状況となっている。このため住民の移動手段となる公共交通について快適な利用環境を構築するべく、バスが渋滞や工事等の理由で遅れている時のバス待ち時間を解消できるよう、運行情報を効果的に伝えることのできるバスロケーションシステムをコミュニティバスに導入する。

2. 業務の概要

- (1) 業務委託名
御所市コミュニティバス バスロケーションシステム運用業務委託
- (2) 業務委託の内容
別紙「御所市コミュニティバス バスロケーションシステム運用業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。
- (3) 業務委託期間
契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 委託料限度額
749,650 円（消費税額及び地方消費税額を含む）
*この金額は契約時の予定価格ではなく、企画提案内容の規模を示すためのものである。

3. 委託予定者の選定

本業務の委託予定者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行う。

受託を希望する事業者は、参加申込書（様式1）等を提出のうえ、公募型プロポーザルに参加し、業務について提案を行うこと。

提案内容等について審査のうえ、最も優れていると認められた者を優先交渉の委託予定者とする。

合格基準点は60点以上とし、提案事業者が1者の場合でも、合格基準点に達していれば委託予定者とする。ただし、得点の総計が最も高い者が2者以上あるときは、審査委員会の合議により優先交渉の委託予定者を決定する。

4. スケジュール

公告日	令和7年6月24日（火）
質問書の提出期間	令和7年6月24日（火）～令和7年6月26日（木）

質問書の回答	令和7年6月30日(月)
参加申込書等の提出期間	令和7年6月24日(火)～令和7年7月8日(火)
企画提案者の決定	令和7年7月9日(水)
企画提案書等の提出期間	令和7年7月9日(水)～令和7年7月15日(火)
選定結果通知	令和7年7月22日(火)

5. 参加資格

次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 御所市において令和7年度の入札参加資格を有する者であること。
※ただし令和7年度の入札参加資格へ追加登録された事業者については7月1日以降から参加可能となります。
- (3) 御所市物品購入及び業務委託等の契約に係る入札参加資格停止措置要綱(平成21年御所市告示第124号)による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 参加表明書提出期限の日以降において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く)でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団準構成員、同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がない者。
- (7) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定により当該保険に加入が義務づけられている者については、これに加入していること。
- (8) 公告の日において、営業を開始してから1事業年度(12か月)以上を経過していること。

6. 質問及び回答

質問については、その旨を記載した質問書(様式2)を、電子メール(W o r dに限る)により送信し、件名を「御所市コミュニティバス バスロケーションシステム運用業務委託に係る質問」とし、電話にて受信確認をすること。

(1) 送信先

御所市役所 企画政策部 企画政策課 企画係 担当：泉谷、増田、中谷
 電話 : 0745-44-3166【直通】
 電話 : 0745-62-3001【代表】 内線(323)
 F A X : 0745-62-5425【代表】
 電子メール : kikaku@city.gose.nara.jp

(2) 質問受付期間

令和7年6月26日(木)午後5時まで

(3) 質問に対する回答

令和7年6月30日(月)午後5時までに、電子メールにて回答します。

7. 書類の提出

公募型プロポーザルへの参加希望者は、次に定める書類に必要事項を記載のうえ提出すること。

(1) 参加申込書等

ア 参加申込書等の提出期限

参加申込書等の提出期間は、公告日から令和7年7月8日(火)（土曜日及び日曜日を除く）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とする。

*なお最終日令和7年7月8日(火)は正午まで

①参加申込書（様式1）

②誓約書（様式3）

③会社概要書（様式4）

事業者の経歴、役員構成、組織体制、事業概要、売上高がわかる資料を添付すること。

④業務実績書（様式5）

⑤業務履行体制図（任意様式）

業務体制の全体がわかるものを提出すること。

⑥自己資本比率の状況（様式6）

⑦流動比率の状況（様式7）

⑧経常利益の伸び率（様式8）

⑨過去3年間の決算状況（様式9）

⑩事業者の所在地（様式10）

⑪品質保証への取組み（様式11）

⑫提案価格書（様式12）

（提案価格は、消費税及び地方消費税額を含んだ金額とすること。また、積算根拠を詳細に示した内訳書を添付すること）

イ 提出書類配布場所

御所市ホームページからダウンロードできます。<https://www.city.gose.nara.jp/>

ウ 提出書類の提出場所

御所市役所（御所市役所新館2階） 企画政策部 企画政策課 企画係 担当：泉谷、増田、中谷

エ 提出方法

持参若しくは郵送により提出すること（提出期限必着）。

オ 提出物及びその部数

7(1)アの①②については、正本1部

7(1)アの③から⑫までは正本1部、副本5部とする

カ その他

①提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は、この提案以外の目的で使用することはありません。

②参加申込書を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式13）を提出すること。

(2) 企画提案書等

キ 企画提案書等の提出期限

企画提案書等の提出期間は、令和7年7月9日（水）から令和7年7月15日（火）
（土曜日及び日曜日を除く）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とする。

*なお最終日令和7年7月15日（火）は午後3時まで

① 企画提案書等提出書（様式14）

② 企画提案書（任意様式）

③ 業務工程表（任意様式）

ク 提出書類配布場所

御所市ホームページからダウンロードできます。<https://www.city.gose.nara.jp/>

ケ 提出書類の提出場所

御所市役所(御所市役所新館2階) 企画政策部 企画政策課 企画係 担当：泉谷、増田、中谷

コ 提出方法

持参若しくは郵送により提出すること（提出期限必着）。

サ 提出物及びその部数

7(2)キの①については正本1部、7(2)キの②③については、正本1部、副本5部を提出すること。

シ その他

提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は、この提案以外の目的で使用することはありません。

(3) 企画提案書作成上の留意点

ア 企画提案書の様式は原則としてA4版用紙縦置きで、横書き片面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは11ポイント以上とすること。図面等の補足資料は、必要に応じて、A4版横、A3版横で使用する。A3版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにすること。

イ 企画提案書の表紙は任意様式とするが、ページ下部に通しページ番号を振ること。

なお、ページ数は15ページ以内とする。

ウ 使用言語は日本語とすること（ただし、専門用語を除く）。

エ 正本には、会社名・会社印、代表者名・代表者印を記名押印すること。

オ 記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配慮をすること。
また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載とすること。

カ その他

① 本提案の作成に要した費用、応募に要した経費については、提案者の負担とする。

② 提出期限以降、原則として企画提案書に記載された内容の変更は認めない。

8. 審査方法

審査は、提出された参加申込書等及び企画提案書等に基づき審査を行う。

4 社以上参加申込みがあった場合は参加申込書等の審査の結果により、企画提案書等にて審査する 3 社を選定する。

審査は審査基準に基づき総合的に審査・採点を行う。

※審査項目及び審査基準は別紙のとおりとする（別紙参照）。

※審査は参加申込書等及び企画提案書等の書類審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施しない。

9. 委託予定者の選定

概要は以下のとおりとする。

- (1) 提案者の中から優先交渉となる事業者を委託予定者として選定する。
- (2) 優先交渉に選定された事業者とは契約に向けた交渉を行う。なお、優先交渉に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合等は、審査結果に基づき、次点交渉に選定された事業者から順に繰り上げて交渉を行うものとする。
- (3) 選定結果については、全ての事業者に通知する。なお、審査の結果等については、電話等による問い合わせは一切応じない。